

「キモノ里親さがし」出品方法

この度は、「キモノ里親さがし」へのご参加をご検討くださりまして誠にありがとうございます。

「キモノ里親さがし」は、箆笥で眠ったままになっているキモノが再び活躍することを願ってはじめました。そうしたキモノをお預かりして、楽しんで着てくださる里親さんを探します。

「キモノ里親さがし」に楽しくご参加いただくため、「キモノ里親さがし」の出品方法をまとめました。「委託販売利用規約」と合わせて、下記をよくご確認ください。

0) はじめに

- 必要書類をご確認ください。
 - 「キモノ里親さがし」出品方法（本紙）
 - 「キモノ里親さがし」委託販売利用規約
 - 「キモノ里親さがし」出品者登録票
 - 「キモノ里親さがし」出品物リスト
 - 「キモノ里親さがし」参考販売価格一覧
- 20歳未満の方はご出品いただけません。
- 1回の出品において販売価格の合計が20,000円以上(初回のみ。追加出品の場合は、10,000円以上)からお預かりいたします。
- 下記のようなものはお取り扱いできません。
 - 全体的にシミや破れ・穴・色やげがあるもの、カビ・異臭があるものなど、ダメージが大きく、着用またはリメイクの素材としての利用が明らかに困難なもの
 - 当方が「キモノ里親さがし」で扱えないと判断したもの

1) 「出品者登録票」の記入

- 「委託販売利用規約」をよくご確認ください後、「出品者登録票」の黒枠内をご記入ください。
- コピーを保管してください。

2) 「出品物リスト」の記入

- 「出品物リスト」に必要事項をご記入ください。
- 「出品物リスト」が不足する場合は、予めコピーしてご利用ください。
- 出品物の販売価格は、下記のルールのとおりお決めください。
 - 下限金額 500円
 - 上限金額 50万円
 - 販売価格 1,000円未満は 100円単位
 - 販売価格 1,000円以上は 500円単位
- 商品管理上、同一の品物を複数出品する場合でも、1点ずつご記入ください。
- 「セット」の場合は、備考欄にセット内容を具体的にご記入ください。
- コピーを保管してください。

3) 資料の送付

- 下記の資料を郵送、または電子メールでお送りください。
 - 必要事項を記入した「出品登録票」（郵送の場合は原本、電子メールの場合はデータファイル）（※追加出品時は再提出不要）
 - 必要事項を記入した「出品物リスト」（郵送の場合は原本、電子メールの場合はデータファイル）
 - 身分証明書のコピー（※追加出品時は再提出不要）
 - 郵送の場合
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6 麹町保坂ビル3階
「キモノ里親さがし」宛
 - 電子メールの場合
kimosato@takenowa.jp 「キモノ里親さがし」宛
- 資料郵送時の送料、インターネット接続のためのプロバイダ料金をご負担ください。
- 古物営業法の定めにより本人確認が必要です。身分証明書は、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、国民年金手帳、住民基本台帳カード(顔写真付き)、住民票の写し（6ヶ月以内のものに限る）等、氏名、現住所、生年月日が記載されており有効期限内のものに限ります。
- 電子メールでデータファイルをお送りいただく場合、写真画像（JPG形式推奨）やスキャナーで取り込んだファイル（PDF形式推奨）を電子メールに添付してお送りください。氏名、住所等の記載内容が読み取れるかご確認ください。

4) 「値札」の取り付け

- 竹ノ輪から「値札」が届いたら、その記載内容を必ずご確認ください。
- 記載内容に誤りがないこと確認した後、「値札」を出品物に取り付けてください。
- 「値札」の取り付け位置は下記のとおりです。その他の出品物で「値札」の取り付け位置に迷われた際は、お問い合わせください。
 - 着物、長襦袢、羽織、道行、雨コートなど 「左袖口の下側」辺り。
 - 帯、帯揚げ、帯締めなど 「着用時に表に見えない位置の端」辺り。

5) 出品物の集荷予約

- 下記のをすべて同梱して出品物発送の準備してください。
 - 指定の位置に「値札」を取り付けた出品物
 - 「出品者登録票」の原本（コピーを保管してください。初回のみ。）
 - 「出品物リスト」の原本（コピーを保管してください。）
- 下記リンク先、または右のQRコードの「集荷予約フォーム」より集荷を予約してください。
 - URL <http://goo.gl/forms/YQseokfaj8>
- 出品物送付時の送料をご負担ください。



6) 出品物の販売

- お預かりした出品物は、下記の委託販売期間中、竹ノ輪が開催する「キモノ里親さがし」や竹ノ輪が運営するオンラインショップにて販売します。
 - ・ 1月、2月、3月にお預かりした出品物：翌年3月末まで（10月、11月、12月と同年の3月末）
 - ・ 4月、5月、6月、7月、8月、9月にお預かりした出品物：翌年9月末まで
 - ・ 10月、11月、12月にお預かりした出品物：翌々年3月末まで（1月、2月、3月と同年の3月末）
- 委託販売期間内に販売できなかった出品物は、出品登録時にお選びいただいた方法（返却、または譲渡）で処理します。譲渡された出品物が売れた場合は、その売上の50%を認定特定非営利活動法人桜ライン311へ寄附します。
- 出品物の販売は、「委託販売」となります。
- 出品物の販売場所、販売方法は竹ノ輪にて決定します。
- 委託販売期間中の売上確認はお受けいたしかねます。
- 一旦竹ノ輪に引き渡された出品物を委託販売期間中に返却することは原則いたしかねます。出品者の都合により返却を行う場合は、手数料として出品物1点につき500円をお支払いいただきます。また返却時の送料はご利用者様がご負担ください。（利用規約 第3条）

7) 精算

- 出品物の里親さんが決まった場合（出品物が売れた場合）、その売上の50%が成約金として出品者に配分されます。
- 成約金は、売上から販売手数料を差し引いた金額です。
例) 売上 20,000円 - 販売手数料 10,000円 = 成約金 10,000円
- 累積成約金額が10,000円以上の場合にお支払いの対象となります。累積成約金額がお支払いの最低金額を満たしていない場合は、委託販売期間が終了するまでの間、次の精算月に繰り越します。
- 成約金は、4月、10月に先月末までに売れた分について売上計算書を作成し、成約金お支払い対象の方にお送りします。
- 振込手数料は、竹ノ輪が負担します。

8) 追加出品

- 追加でご出品いただく際は、「出品物リスト」に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、または電子メールにてお送りください。
 - 郵送の場合
〒102-0083 東京都千代田区麴町1-6 麴町保坂ビル3階
「キモノ里親さがし」追加出品 宛
 - FAXの場合
03-6272-6543 「キモノ里親さがし」追加出品 宛
 - 電子メールの場合
kimosato@takenowa.jp 「キモノ里親さがし」追加出品 宛
- 追加する出品物の「商品番号」は、ご出品済みの商品番号の続きから付与してください。

■「キモノ里親さがし」お問い合わせ

竹ノ輪 竹村 kimosato@takenowa.jp 03-6272-6543

古物商許可番号 竹村圭介 東京都公安委員会 第301001707342号

営業所 東京都千代田区麴町1丁目6番地 麴町保坂ビル3階

「キモノ里親さがし」委託販売利用規約

竹村圭介（竹ノ輪主宰）が運営する「キモノ里親さがし」（以下「当方」といいます）において行う委託販売（以下、「本委託販売」といいます）につき、以下のように定めます。

第1条（出品者登録）

1. 本委託販売のご利用を希望される方（以下「出品者」といいます）は、当方が指定する出品者登録票及び下記※に例示する書類の写し（以下「本人確認書類」といいます）を郵送または電子メールで当方に送付していただき、不備なく記載のある出品者登録票を当方が受領した時点をもって出品者登録完了とします。出品者登録完了により、出品者は本規約の内容にご同意いただいたものとして、本規約の内容は双方の契約内容となります。

※本人確認書類：古物営業法（第15条第1項）の定めにより、以下のいずれかの書類（生年月日、現住所が記載されているもの。有効期限のもの）によりご本人確認をさせていただきます。

 - a. 運転免許証
 - b. 健康保険証
 - c. 旅券（パスポート）
 - d. 国民年金手帳
 - e. 住民基本台帳カード（顔写真付き）
 - f. 外国人登録証明書
 - g. 住民票の写し、または印鑑証明書（発行から6ヶ月以内のものに限る）
 - h. 学生証（学校教育法に規定する学校、専修学校または各種学校から発行されたもの）

なお、上記各書類に記載されている住所と現住所が異なる場合には、公共料金等の領収書等で住所確認を行いますので、そのコピーをご用意ください。
2. 20歳未満の方は、本委託販売をご利用いただけません。
3. 出品者登録の完了後、登録内容に虚偽があったことが判明した場合等、当方が本委託販売を継続することが困難と判断される状況が発生した場合、出品者に通知の上、出品者登録を抹消させていただく場合があります。この場合すでに本規約第8条に定める売買契約が成立している出品物がある場合、本規約第9条に従い、その出品物に係る代金の精算を行います。

第2条（委託販売）

1. 出品者は出品物の販売を当方に委託し、当方はこれを受託し販売代行ならびに代金回収を行います。ただし当方は出品物の販売を保証するものではありません。
2. 当方は、一回の委託における販売価格（本規約第4条第1項に定める方法により決定するもの）の合計が20,000円以上（初回のみ。追加で委託する場合は、10,000円以上）となる場合に限り、本委託販売を受託いたします。
3. 出品物が下記に該当する場合は本委託販売を受託できない場合があります。
 - a. カビ、または、広い範囲に再利用困難と判断されるシミ等が発生しているもの
 - b. 全体もしくは一部の機能が壊れており、修復または再利用が困難と判断されるもの
 - c. その他当方が販売が困難であると判断したもの
4. 出品物が下記に該当する場合は本委託販売を受託できません。
 - a. 第三者の権利を侵害していると推定されるもの（偽造品、盗難品等）
 - b. 法令により売買が禁止されているもの

第3条（出品物の引き渡し方法）

1. 出品物の当方への引き渡し方法は出品者が以下の2つの方法より選択するものとします。（古物営業法第14条第1項、第15条第2項）。ただし、引き渡しに係る送料等の費用は出品者の負担とします。各詳細については、別紙「出品方法」に定めるとおりとします。
 - a. 出品者登録の完了後、予めご来所日時をご予約いただいたうえで、当方の営業所へお持ち込みいただく方法

※古物営業法により、出張販売会場での出品物の引き渡しはできません。
 - b. ご出品者より予め本人確認書類を当方に郵送または電子メールでお送りいただき、その本人確認書類に記載された住所と氏名宛に当方が宅配業者に集荷を依頼する方法。
2. 出品物の引き渡しの際に箱などに出品者の所有物（現金、カード類、各種貴重品等）が入っていないようにご注意ください。当方はこれらに関する出品者の損害には一切責任を負いかねます。
3. 出品物と一緒に引き渡された各種付属品（袋、箱、その他当方が出品物の価値に直接かわらなないと判断するもの）について、当方の判断により破棄した場合、出品者はこれに異議を述べないものとします。
4. 当方への出品物引き渡し時に出品物が破損していた場合もしくは当方が販売が困難と判断したものは返却いたします。なお出品物の破損などの原因が出品者の責任によるもの（梱包が不十分な場合等）と考えられる場合は、当方では破損の責任を負いかねます。
5. 一旦当方に引き渡された出品物を本規約第7条に定める委託販売期間中に返却することは原則としていたしません。出品者の事情により返却を行う場合は、手数料として出品物1点につき500円（税込）をお支払いいただきます。また返却時の送料は出品者をご負担ください。

第4条（販売価格の決定）

出品物の販売価格の決定は、以下のいずれかの方法によるものとします。ただし、販売価格の下限金額は500円（税込）、上限金額は50万円（税込）とし、販売価格が1,000円未満は100円単位、1,000円以上は500円単位とします。

1. 出品者が出品物引き渡し前に販売価格（税込）を決定する。
2. 出品者が出品物引き渡し前に販売価格を決定しなかった場合は

- a. 出品物の引き渡し後、当方が販売価格（税込）の評定を行い、出品者にその結果をお知らせします。出品者は当方からの連絡後、速やかに評定結果に対して同意もしくは異議の返答を行うものとします。
- b. 上記a.の場合において、出品者から異議の返答がなされた場合には、販売価格（税込）は上記a.での評定結果をもとに出品者と当方の協議のうえ、双方の合意のもと決定します。

第5条（販売価格が未決定の出品物の取扱い）

出品物の引き渡し日から1ヵ月以内に出品者から当方の評定結果のお知らせに対する返答がない場合、出品者は所有権を放棄したものと見なし、所有権は当方に移転するものといたします。また当該出品物の処理方法については当方に一任されたものと見なし、出品者は最終的な処理方法について異議を述べないものといたします。なお電子メールにおいてドメイン指定受信が設定されている場合、出品者に当方からの電子メールによるお知らせが届かない場合があります。この場合は出品者の責任となりますのでご注意ください。

第6条（販売方法）

出品物の販売場所、販売方法は当方にて決定いたします。

第7条（委託販売期間）

委託販売期間は、下記の表のとおり定めます。

出品物をお預かりした月	委託販売期間
1月、2月、3月	翌年3月末まで（10月、11月、12月と同年の3月末）
4月、5月、6月、7月、8月、9月	翌年9月末まで
10月、11月、12月	翌々年3月末まで（1月、2月、3月と同年の3月末）

第8条（売買契約の成立）

1. 当方は出品者との仲介者として顧客との売買契約を「キモノ里親さがし」会場において口頭により、もしくはオンライン販売において電子メールのやり取りにより行います。
2. 出品物の所有権は、顧客との売買契約が成立した時点で出品者から当方に移転するものといたします。
3. 委託販売期間内に売買契約が成立しなかった出品物について、出品者が本規約第10条第2項に定める返却を選択され、出品者登録情報に基づく住所及び氏名を宛先とする宅配便を送付したにもかかわらず、出品者において出品物の返却に係る宅配便の受領がなされなかった場合は、当該宅配便が当方に返還された時点において出品者が所有権を放棄したものと見なし、所有権は当方に移転するものといたします。また当該出品物の処理方法については当方に一任されたものと見なし、出品者は最終的な処理方法について異議を述べないものといたします。
4. 顧客との売買契約成立後の出品物の返却には一切応じません。

第9条（代金の支払い）

1. 当方の販売手数料は出品物の販売価格（税込）に50%を乗じた金額といたします。
2. 当方は代金の精算を、4月、10月に先月末までに売買契約が成立した分について「売上計算書」を作成して行い、出品者には販売価格（税込）から当方の販売手数料を差し引いた金額（以下「成約金」）を、精算月の翌月末日までに指定の銀行口座に振り込みます。
3. 累計成約金額10,000円以上が支払いの対象となります。累計成約金額が10,000円に満たない場合は、委託販売期間が終了するまでの間、次の精算月に繰り越します。
4. 成約金は、出品物と共に郵送された、もしくは出品者より電子メールに添付して送られた本人確認書類に記載された方が名義を有する預金口座にのみ振り込みます。
5. ご登録の銀行口座は日本国内の出品者のご本人名義の銀行口座のみとします。
6. 出品者は銀行口座等、各種の登録事項に変更が生じた場合は速やかに当方まで連絡の上、変更手続きを行うものとします。なお変更手続きが行われなかった場合、成約金のお支払いができない、もしくは遅れる場合があります。

第10条（委託販売期間内に販売できなかった出品物の処理）

委託販売期間内に顧客との間に売買契約が成立しなかった出品物の処分方法は次の2つとし、当方への出品物の引き渡しの際に出品者がいずれかを選択するものとします。なお出品物の引き渡し後の処分方法の変更は原則いたしかねます。

1. 譲渡：出品者より無償で当方が引き取ります。出品物の所有権は委託販売期間の満了時に出品者から当方へ移転するものといたします。
2. 返却：出品者の費用負担（宅配便での着払い配送）により出品物を返却します。

第11条（出品物の管理）

1. 当方は本委託販売の出品物について、破損、滅失のないように管理を行います。
2. 当方の責任により、出品物を破損、滅失した場合は、顧客との売買契約が成立した場合と同様と見なし、第9条に定める方法にて出品物の代金をお支払いします。

第12条（盗難品の取扱）

出品物について盗難品もしくはその疑いがあるもの等、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、代理人費用を含めて、出品物の責任と負担においてこれを処理するものとします。

第13条（個人情報の取扱）

以下の場合を除き、出品者の同意なく出品者の個人情報を第三者に提供することはありません。

1. 古物営業法上の取引記録、本人確認、サービス利用のため
2. 当方からの商品・サービス等のお知らせのため
3. 古物営業法に基づく警察の要請に応じた情報提供をする場合

第14条（不可抗力）

天変地異、法令の制定改廃、業務委託先の業務停止その他の不可抗力またはこれに準じた当方の責任に帰すことのできない事由により、本委託販売の履行が不能となり、出品者が損害を被った場合、当方は何ら賠償の責任を負わないものとします。

第15条（規約の改定）

1. 当方は本規約について社会情勢の変化等に対応し、当方が相当と認める場合は、いつでも出品者に許可なく、本規約を変更及び改定できるものとし、出品者は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約の変更及び改定は、当方ブログ、もしくはホームページ上に告知した時点で効力を生ずるものとしたします。

第16条（裁判管轄）

出品者と当方の協議にもかかわらず、本委託販売に関連する一切の紛争について裁判によって解決を図る場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

2015年8月1日 制定
2015年9月17日 一部改定
2015年10月14日 一部改定
2015年11月27日 一部改定
2016年1月22日 一部改定
2016年1月26日 一部改定
2016年3月24日 一部改定
2016年4月12日 一部改定
2016年5月23日 一部改定
2017年12月11日 一部改定
2018年1月8日 一部改定

古物商許可番号 竹村圭介 東京都公安委員会 第301001707342号
営業所 東京都千代田区麹町1丁目6番地 麹町保坂ビル3階

「キモノ里親さがし」出品者登録票

「出品登録」の完了をもって「キモノ里親さがし」委託販売利用規約の内容をご承諾いただいたものとします。（古物営業法第16条）

黒枠内をご記入ください。

記入年月日	(西暦) 年 月 日
フリガナ (カタカナ)	
お名前 (自署の場合、印不要)	印
生年月日、現在の年齢	(西暦) 年 月 日 歳
郵便番号 住所 ビル名、部屋番号	〒
電話番号	
電子メールアドレス	
ご職業 (いずれかに丸)	会社員・自営業・学生・主婦・無職・その他 ()
成約金の振込先口座 銀行名、支店名 種別 (普通または当座) 口座番号、名義 (カタカナ)	※ご登録者と同一名義の口座のみ登録できます。
公開可能な出品者名 いずれかに丸	・お名前 (姓をアルファベット表記し、その前から4文字を抜粋) ・屋号 (フリガナ)

※ ご登録の銀行口座は日本国内のご利用者のご本人名義の銀行口座のみとします。

※ 上記登録事項に変更が生じた場合は、速やかに当方までご連絡ください。

※ 必要事項をご記入の上、提出するものと同じ内容のものをコピーして大切に保管してください。

===== 以下、竹ノ輪記入欄 =====

<本人確認手段>

- | | | |
|--|---------|---|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 | 公安委員会 第 | 号 |
| <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 | 発行 | 番 |
| <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) | 旅券番号 | |
| <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 | 基礎年金番号 | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (顔写真付き) | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

登録日 : _____

登録番号 : _____

受付者	登録者
印	印

「キモノ里親さがし」出品物リスト 出品者名： _____ 出品者登録番号（初回出品時記入不要）： _____

商品番号	種類（何れかに○）	販売価格	商品説明（素材、地色、柄、柄色、サイズ、性別、汚れの有無、身丈や裾の寸法記載があると喜ばれます）	ネット販売何れかに○	1年後何れかに○
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却
	単・袷・夏物、反物、襦袢、羽織、道行、ショール、帯、帯締め、帯留、帯揚、履物、セット、その他（ ）			可・否	譲渡、返却

※「販売価格」の下限金額は500円、上限金額は50万円。1,000円未満は100円単位。1,000円以上は500円単位。

※同一の商品が複数ある場合も、1点毎に記入してください。

※必要事項をご記入の上、提出するものと同じ内容のものをコピーして大切に保管してください。

※追加出品時の「商品番号」は、ご出品済みの商品番号の続きから付与してください。

受付日	台帳登録	SZK登録	SZK入庫	レジ登録

「キモノ里親さがし」参考販売価格一覧

※「販売価格」の下限金額は500円、上限金額は50万円。500円以上1,000円未満は100円単位。1,000円以上は500円単位。

< 袷 >

¥2,000	遠州椿、身丈153、衿66
¥5,000	紺の花柄小紋、衿64、丈158、未使用
¥7,000	白、訪問着、花柄、衿63センチ
¥1,500	青の花柄小紋 しつけ付き、変色有
¥3,500	花扇と流水の藤色小紋
¥10,000	紫、付下げ、日本橋高島屋購入
¥5,000	訪問着、絹、桃、衿66、丈154、前点シミあり

< 単 >

¥4,000	紹、付下げ、広衿、すかし柄入り
¥500	木綿、藍、縞柄、浴衣
¥4,000	灰色の紬、衿66、丈157
¥18,000	本塩沢、十字緋、緑×生成
¥5,000	しじら、ゆかた、黒
¥3,000	紬、小紋、紫、後身頃ヨゴレあり
¥10,000	木綿、川越唐棧、紺ベージュチェック柄
¥6,000	辛子色、紬、身丈151.5、衿62、前巾22、後巾28.5、袖丈47cm

< 襦袢 >

¥2,000	紹の長襦袢、白地、麻の葉柄
¥3,000	長襦袢、卵色の菊柄
¥2,000	正絹、薄ピンク、赤しぼり
¥1,000	楊柳単衣、ピンク、着丈125cm
¥8,000	紫じゅばん、未使用

< 帯 >

¥15,000	猫にまり、袋帯
¥5,000	あざみ文、紹、名古屋帯
¥5,000	紬、花文、名古屋帯
¥3,000	縮緬、作り帯、ベージュ
¥500	半幅帯、綿、ベージュ、350×15
¥8,000	袋帯、水色、正絹、未使用
¥500	半巾帯、夏物、水色

< 半衿 >

¥2,000	薄紫、秋草、絹、未使用
¥1,000	刺繍、ふくろう、黒、未使用
¥600	半襟用古布、正絹、グレー地に千鳥

< 帯揚 >

¥1,000	帯揚絞り、青磁、雲柄、汚れあり
¥1,500	未使用、灰色、絹
¥2,000	白地、紫とサーモンピンク、水玉模様